臨時損失		
固定資産除却損	4,663,201	4,663,201
臨時利益		
資産見返運営費交付金戻入	4,816,271	
固定資産売却益	153,017	4,969,288
当期純損失		1,054,425,082
当期総損失		1,054,425,082

損失の処理に関する書類

（平成23年８月24日）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		2,435,671,211
当期総損失	1,054,425,082	
前期繰越欠損金	1,381,246,129	
Ⅱ　次期繰越欠損金		2,435,671,211

キャッシュ・フロー計算書

（平成22年４月１日～平成23年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
事業による支出	△ 12,070,952,623
人件費支出	△ 2,384,975,296
その他の業務支出	△ 1,032,831,377
運営費交付金収入	12,850,693,000
運用収入	1,859,663,824
受託収入	643,991,692
寄附金収入	395,441,505
その他の雑収入	1,083,639,989
小計	1,344,670,714
利息の受取額	1,996,353
利息の支払額	△ 921,293
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,345,745,774
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 44,199,230,000
有価証券の売却による収入	34,207,075,629
有価証券の償還による収入	47,175,000,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 143,581,975
有形固定資産の売却による収入	1,008,165
敷金保証金の取得による支出	△ 3,035,713
敷金保証金の返還による収入	2,908,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	37,040,144,306
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 21,450,667
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 34,982,291,254
民間出えん金の受入による収入	6,420,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 34,997,321,921
Ⅳ　資金に係る換算差額	△ 20,082,139
Ⅴ　資金増加額	3,368,486,020
Ⅵ　資金期首残高	6,781,595,396
Ⅶ　資金期末残高	10,150,081,416

行政サービス実施コスト計算書

（平成22年４月１日～平成23年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
損益計算書上の費用			
事業費用	14,040,229,600		
一般管理費	1,406,394,697		
財務費用	921,293		
雑損	911,201,529		
臨時損失	4,663,201	16,363,410,320	
（控除）自己収入等			
運用収入	△ 1,681,057,004		
受託収入	△ 826,588,390		
寄附金収入	△ 424,420,069		
資産見返寄附金戻入	△ 1,284,691		
財務収益	△ 1,407,979		
雑益	△ 669,039,589		
固定資産売却益	△ 153,017	△ 3,603,950,739	
業務費用合計			12,759,459,581
Ⅱ　損益外減価償却相当額			517,220,743
Ⅲ　損益外利息費用相当額			11,815,723
Ⅳ　損益外除売却差額相当額			△ 989,064,868
Ⅴ　引当外賞与見積額			△ 6,278,141
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			135,050,652
Ⅶ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	404,210,967		
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	1,146,784,972		1,550,995,939
Ⅷ　行政サービス実施コスト			13,979,199,629

重　要　な　会　計　方　針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会　平成22年10月25日最終改訂）並びに「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」（総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会　平成22年11月最終改訂）を適用している。

１．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用している。

これは国際交流基金の事業においてはその性質上、事業の具体的詳細の決定が年度途中となる場合が多いこと、年度計画時に予定していた事業が国際情勢の変化等、不可避的な事情により変更、中止する例があることから、年度計画策定時において業務と運営費交付金の対応関係を明確に設定することが困難であることによるものである。